鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第4条の規定に基づき、鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金(以下 「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、従来、一定の場所に多数の参加者・観客が集合する開催方法によっていたイベント、スポーツ大会、講演会、研修会等(以下「イベント等」という。)について、参加者・観客の低密度化のための対策など、新型コロナウイルス感染症予防に配慮して開催する場合に、当該対策に必要な経費の一部を助成するとともに、対策の事例を広く県民に情報提供し、鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等の開催方法の普及促進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助対象事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てた額とする。)以下とする。
- 3 補助対象事業は同表の第6欄に掲げるすべての要件に該当するものであること。
- 4 補助対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。)への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行う日の20日前までに行わなければならない。 ただし、令和2年7月31日までに実施される補助対象事業の交付申請は、令和2年7月20日ま でに行わなければならないものとする。
- 2 規則第5条の申請書(様式第1号)に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、 前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額 (以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定の通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、第4条第3項による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除 税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明ら かになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。 以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。 2 第5条第1項の規定は、変更の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日まで に行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、令和3年3月18日のいずれか早い日とする。ただし、令和2年7月31日までに実施される補助対象事業においては、当該補助対象事業の交付決定日から30日を経過する日と、補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日のいずれか遅い日とする。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、令和3年4月5日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額) を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2)その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり 推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年5月25日から令和3年3月15日までに 実施する事業に適用する。

別表 (第3条関係)

加致(为 5 未	
1 補助対象事業	県民を対象に、一定の場所に多数の参加者・観客等を集めるイベント、スポ
	ーツ大会、講演会及び研修会等(以下「イベント等」という。)であって、新型
	コロナウイルス感染症予防に配慮する鳥取型「新たな生活様式」に即して県内
- IAH I I # #	で開催するもの。
2 補助対象者	イベント等主催者で次のいずれかの者
	①県内に在住する個人
	②県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体(地方公共団体を除く。)
a [An] 14 Az #	③県内に本店(本社)を置く事業者(個人事業者を含む。)
3 補助対象経費	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型
	コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえて県が定めた「緊急事態宣言解
	除後の外出自粛、イベント開催制限等の緩和方針」及び新型コロナウイルス感
	染症対策専門家会議が提言する「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイ
	ルス感染症予防に配慮して開催するために新たに必要となる経費及び増額とな
	る経費で次に掲げるもの(原則として、備品購入費及び個人が「新しい生活様
	式」を実践するための日用品(例:マスク)の購入費を除く。ただし、備品購
	入費にあっては、借上よりも購入による方が安価である場合に限り、これを含
	む。)。
	① 開催場所の変更等に要する経費
	(例)
	・大規模な会場への変更に伴う会場借上料等の増額分
	・屋内開催から屋外開催への変更に伴う日除けテントその他の仮設に
	係る借上料等
	② 参加者・観客の削減等への代替手法等に要する経費
	(例)
	・インターネット等を介した映像中継、映像配信等に要する機材借上
	料、業務委託料金等
	③ 参加者・観客等の開催会場での感染拡大防止対策等に要する経費
	(例)
	・衝立、透明シート等の設置に必要な資材、受付等で使用する消毒用
	アルコールの購入費等
	・発熱者スクリーニングのためのサーモグラフィー等の機材借上料等
	・参加者の歩行経路や待機間隔等の表示に必要な資材の購入費等
	④ 高齢者、障がい者等が安心して参加するために要する経費
	(例)
	・高齢者や障がい者の適切な誘導等に必要な介助者の増員配置等に必
	要な費用
	⑤ 上記①から④のほか「新しい生活様式」に即した開催方法への変更に要 サスタ票し、アン票し記められてすの
4 補助率	する経費として必要と認められるもの 10/10
	500千円
5 補助上限額 6 補助要件	(1) イベント等は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
0 開助安件	(1) イベント寺は、仏に拘りる主ての安性を何たりこと。 ア. 地域の活性化や県民活力の向上を目的とした事業であること。
	イ. 宗教活動、政治活動でないこと。
	ウ. 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。 エー概わ5.0名以上の会加が見れまれてよってなること。
	エ、概ね50名以上の参加が見込まれるものであること。
	オ.参加費が無料又は1,000円以下であり、かつ収益を目的としないこと

(参加費が 1,000 円を超えるもののうち、収益を目的としないこと等、 当該イベントの開催内容、過去の開催実績その他の事情を勘案し、地域 づくり推進部長が特に地域の活性化及び県民活力向上に資すると認める ものを含む。)。

- カ. 特定の地域の住民の参加・観覧に供されるものではなく、広く県民に開かれたものであること(スポーツ大会にあっては、県大会又はそれに相当するものであること。)。
- (2)映像中継、映像配信等を行う場合は、広く県民が無料で視聴可能とし、 多くの人が視聴できるよう努めること。
- (3) 本補助金の交付申請は各申請者につき1回限りであること。
- (4) 本補助事業について、本補助金のほか、国、県又は市町村の補助金等の 交付を受ける場合は、当該補助金等と本補助金の補助対象経費が明確に区 別でき、互いに重複がないこと。
- (5) イベント等は、令和2年5月25日以降に実施され、令和3年3月15 日までに完了されるものであること。

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住所申請者 氏 名印(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金交付申請書

鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取 県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称			の名	3 称	鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金
算点	官基準	≢額(見込	み)	
交	付	申	請	額	
添	付		書	類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業計画(実績報告)書

①イベント等の名称					
2	イベント等の主催者名				
		1. 団体・企業名			
		2. 担当者			
	担当者連絡先		住 所:		
		3. 連絡先	電 話:		
			E-mail:		
③ 実	当初企画していたイベント等の内容	 ○企画内容及び実施方法等について具体的に記入してください。 (例) ・○○公園を中心に、地区を巡る○キロのウォーキングコースを設定し、桜とその他の地区の風景や、あまり知られていない名所を巡って楽しんでいただく。 ・コースはマップを作成し、その他の地区内の名所を巡っていただくきっかけとする。 ・○○公園をゴールとして、完歩されたかたには老人会手作りの桜の花びらをあしらった参加記念証をプレゼントする。 ・また、ウォーキング参加者には「桜まつり」会場で使える割引券を配布し、会場での飲食や、お土産を買って帰っていただくことに繋げる。 			
施内容	鳥取型「新たな生活様 式」に即した配慮の内 容				

	• 年	月	日	•	年	月	月
④イベント等の日時	· 年	月	日	•	年	月	日
⑤イベント等の実施場所、 住所	(例)○○公園	(鳥取ī	市〇〇町	(00-0)			
	○申請時は見込	み人数、	、実績報	告時には実績	人数を	記載し	てください。
⑥イベント等の参加人数	参加者 ※50名以上であ	ること	スタ	ッフ・関係者			総勢
	約	名	約	名		約	名
⑦事業の完了 (予定) 年月	(イベント等の	補助対象	象経費の	支払いが完了	した日))	
日	・年	月	日				
	○配信日時(該	当する行	箇所にチ	エックしてく	ださい。	,)	
	□ 同時配信 □ 未定	(中継)		別日に配信(4	年 /	月 日)
⑧映像配信内容※映像配信による開催方法を行う場合に記載	○利用する(した)映像配信サービス (例)YouTube、Twitch 等						
	○配信予定(し	た)WI	EB サイ	ト等の URL			
	○該当する箇所	にチェ	ックして	ください。			
	□有	□無	É				
⑨他の補助金の活用の有無	○「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係 る問合せ先(補助金を所管している団体名や部署名及び連絡先)を記 載してください。						
	補助金名:						
	事業内容:						
	当該補助金の問			ノビチュ、			
⑩消費税の取扱い	○該当する箇所			-		7 5 2/	
	□ 一般課税	事業者	∐ Î	前易課税事業者	f L	」	
①事業の成果(実績報告時のみ記入)	○事業の成果及 ※今後の活動		ナベきこ	と等を具体的	こ記載)	してくが	ごさい 。

[※]本補助事業を活用した取組については、鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等の開催 事例として広く県民に普及するため、県のホームページ等へ掲載を行う場合があります。

項目	申請時	実績 報告時
①補助申請者が 【個人】鳥取県内に住民票がある。 【団体】主たる事務所又は活動拠点が鳥取県内にある。 【法人】本店(本社)が鳥取県内にある。		
②実施するイベント等が新型コロナウイルス感染予防に配慮する鳥取型 「新たな生活様式」に即した開催方法となっている。		
③実施するイベント等は広く県民に開かれたものである。		
④実施するイベント等に概ね50名以上の参加が見込まれるものである。 (※スタッフ、関係者等は除く。)		
⑤収益を目的としたイベント等ではない。		
⑥映像中継、映像配信等を行う場合は、広く県民が無料で視聴可能である。		
⑦スポーツ大会等を行う場合は、県大会など広く県民の観覧に供される 全県規模の大会等である		
8過去に本補助金の交付を受けていない。		
⑨他の補助金を活用する(している)場合は、当該補助金が本補助金と併給可能であることを確認できている。		
⑩イベント等は、令和3年3月15日までに実施するものである。 (※3月15日付までの支出証拠書類が補助対象)		

○チェックリスト【提出時添付資料の確認】 (※該当する箇所にチェックを入れて下さい)

項目	申請時	実績 報告時
各チェックリスト (申請時/実績報告時)		
団体・企業の場合は、企業概要・団体規約、構成員名簿等(申請時)		
過去に同様のイベント等の開催実績がある場合、開催状況がわかるチラシ、パンフレット、その他資料等(申請時)		
予算額、決算額の算出根拠がわかる資料(申請時/実績報告時)		
鳥取型「新たな生活様式」に即した開催の様子がわかる写真等(実績報告時) (※参加規模や、補助対象経費の使われ方がわかるもの)		
補助対象経費に係る領収書の写し等(実績報告時)		
他の補助金を併用する場合は、当該補助金の実績報告書等の写し(実績報告時) (※補助対象経費が重複していないことがわかるもの)		

鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業収支予算(決算)書

収入の部 (単位:円)

費目	当初計画の予算額 (コロナ禍が無い場合)	本事業の予算(決算)額 (コロナ禍の対策後)	内訳
県補助金			
自己負担金、その他			
合 計	①	2	

支出の部 (単位:円) 本事業の予算(決算)額 (※3) 内訳(※4) (コロナ禍が無い場合) (コロナ禍の対策後)

「新たな生活様式」 を実践するため <u>増減</u>				
を 夫 践 り る た め <u> 増 </u>				
	小計			
合	計	①	2	

- ※1. 費目の例 (消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、報償費等)
- ※2. 当初計画の予算額については、金額の根拠となる書類(見積書、ホームページ等で公表されている金額表等) を添付すること
- ※3. 実施報告時には、領収書等の証拠書類を添付すること

小計

※4. 内訳欄には、単価や数量等、その内訳を記入すること

算定基準額	=	2-1	円

様

鳥取県知事 平井 伸治 印

年度鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、本補助金の額が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円
- 3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金(令和 年 月 日付第 号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住所 申請者 氏名 印 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称	鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業		
交付決定	算定基準額	交付決定額	
文 刊 次 足			
実績			
差引			
添付書類	1 事業報告書 2 収支計算書 (に準ずる書類)		

	!
į	
I	
İ	
(例) イベント等の様子(参加人数等)	・(例) イベント等の様子(参加人数等)
(例) 在 (多加八数寸)	
I	
(例) 補助対象経費の使われ方 (●●●部分)	・(例) 補助対象経費の使われ方(●●●部分)
	,
į	
i	

鳥取県知事 様

申請者 住所 氏名 印 (団体にあたっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号で交付決定を受けた鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、鳥取型「新たな生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金交付規則第18条第1項に基づく額の確定額

金

2 実績報告控除税額

(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)

金円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金

4 補助金返還相当額(3-2)

金

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること